

第8回選挙管理委員会 会次第

令和3年10月18日(月)
午後4時～

1. 付議事項について

- (1) 公職選挙法第22条第2項の規定による選挙人名簿の選挙時登録者数の確定及び同法施行令第22条第1項に基づく県選挙管理委員会への報告について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における選挙人名簿の選挙時登録を行い、その数を県選挙管理委員会へ報告するものです。

	(名簿登録者数)	(男)	(女)
令和3年10月18日	498,472人	227,363人	271,109人
令和3年9月1日	498,248人	227,204人	271,044人
増減	224人	159人	65人

- (2) 住民の直接請求に連署を要する数について

地方自治法

第74条第1項 (条例の制定, 改廃の請求)	} 50分の1の数	<u>9,970人</u>
第75条第1項 (事務監査の請求)		$498,472 \times 1/50 = 9,969.44$ $\approx 9,970$
第76条第1項 (議会の解散の請求)	} 40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>149,746人</u>
第80条第1項 (議員の解職の請求)		
第81条第1項 (長の解職の請求)		$(498,472 - 400,000) \times 1/6 + 400,000 \times 1/3$ $\approx 16,412 + 133,334$ $= 149,746$
第86条第1項 (主要公務員の解職の請求)		

市町村の合併の特例等に関する法律

第4条第1項 (合併協議会設置の請求)	} 50分の1の数	<u>9,970人</u>
第5条第1項 (合併協議会設置の請求)		
第4条第11項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求)	} 6分の1の数	<u>83,079人</u>
第5条第15項 (合併協議会設置協議について選挙人の投票の請求)		$498,472 \times 1/6 = 83,078.66$ $\approx 83,079$

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第8条第1項 (教育長等の解職の請求)	40万を超える数に6分の1を乗じた数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	<u>149,746人</u>
---------------------	---------------------------------------------	-----------------

(3) 公職選挙法第28条第2号の規定による選挙人名簿から抹消した者について

本市を転出後、4箇月を経過した者の抹消です。

抹消対象者	令和3年6月1日から令和3年6月17日までの表示者
抹消対象期間	令和3年10月2日から令和3年10月18日まで
抹消対象者数	男 198人 女 205人 合計 <u>403人</u>

(4) 公職選挙法第30条の11の規定による在外選挙人名簿から抹消した者及び在外選挙人名簿登録者数の県選管への報告について

国内の市町村（曾於市）において、新しく住民票が作成されてから4箇月を経過した者1人を抹消します。また、10月18日現在の在外選挙人名簿登録者数を県選管へ報告します。

前回までの登録者	261人
今回の新規登録者	0人
<u>今回の抹消者</u>	<u>△1人</u>
登録者数	260人

(5) 投票区及び投票所の設置並びにその告示について

公職選挙法第17条第2項及び同法第39条の規定に基づき、154投票区における投票所を設置することを定め、同法第41条第1項の規定により告示するものです。

【前回（市長選）からの変更】

- ・第6区東本願寺鹿児島別院大谷会館 → 第7区松原小学校へ合区
- ・第158区牟礼岡小学校 → 牟礼岡校区コミュニティセンターへ変更
- ・第205区ラ・サール学園 → 第201区谷山小学校へ合区
- ・第303区都市農村交流センターお茶の里 → 春山小学校へ回復 計2減

(6) 投票所の閉鎖時刻の繰上げ並びにその告示について

公職選挙法第40条第1項ただし書きに基づき、48投票所の閉鎖時刻を1時間繰り上げて午後7時までとすることを定め、同条第2項の規定により告示するものです。（前回と変更なし）

(7) ポスター掲示場の設置場所について

公職選挙法第144条の2第1項に基づき、衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場を設置したので、同条第4項の規定により告示するものです。

ポスター掲示場設置数 745箇所

(8) 開票管理者及びその職務代理者の選任並びにその告示について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者を選任し、告示するものです。

第1区	開票管理者	馬場 竹彦	同職務代理者	山野 眞理
第2区	開票管理者	上林房 一正	同職務代理者	岩佐 睦美

(9) 期日前投票管理者及びその職務代理者の選任並びにその告示について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任し、告示するものです。

(10) 投票管理者及びその職務代理者の選任並びにその告示について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における当日投票所の投票管理者及びその職務代理者を選任し、告示するものです。

(11) 開票の場所及び日時決定並びにその告示について

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時を定め、告示するものです。

開票の場所	鹿児島市鴨池公園多目的屋内運動場（鴨池ドーム）
開票の日時	令和3年10月31日（日）午後9時40分

(12) 最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等掲示の場所について

最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条第1項において、審査の告示日の翌日から1投票区に1箇所以上、審査に付される裁判官の氏名等を掲示しなければならないと定められています。

掲示場所は、投票所の入り口付近に設置する小選挙区のポスター掲示場に併設することとし、最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程第1条に基づき、その場所を告示するものです。

(13) その他

2. 今後の委員会等の日程

月	日	曜	時刻	摘要	出席者	場所
10月	19日	火	17:15	臨時委員会(衆議選公示)	全員	選管委員会室
	21日	木		衆議院議員任期満了		
	28日	木	17:15	臨時委員会(衆議関係)	全員	選管委員会室
	29日	金	13:30	開票立会人説明会	委員長	議会会議室
	31日	日	14:00	臨時委員会(投開票日)	全員	選管委員会室
			20:30	集合	全員	鴨池ドーム
			21:40	開票開始		
11月	10日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室
12月	1日	水	16:00	委員会(定時登録)	全員	選管委員会室
1月	12日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室
2月	2日	水	16:00	委員会	全員	選管委員会室
	5日	土	13:30	選挙を考える市民のつどい	全員	市民福祉プラザ